

千葉県本庁舎駐車場管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉県庁舎管理規則(昭和40年千葉県規則第25号)に定めるもののほか、本庁舎駐車場の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置場所)

第2条 本庁舎駐車場(以下「駐車場」という。)は、本庁舎敷地内に確保する。

(管理運営)

第3条 駐車場の管理運営は、千葉県役所本庁舎駐車場管理運営事業者(以下「事業者」という。)が行うものとする。

(利用者)

第4条 駐車場の利用者は、第6条によって定められた利用料金を支払う者とする。ただし、次の各号に掲げる場合は利用できない。

(1) 千葉市の休日を定める条例(平成元年千葉県条例第1号)第1条第1項に規定する休日を除き、午前8時から午後6時までの千葉県職員による通勤利用。(災害等の緊急用務のため駐車する場合を除く。)

(2) その他庁舎管理者が適切でないと認める者。

(利用時間)

第5条 駐車場の利用時間は、24時間365日(閏年においては366日)とする。

(利用料金)

第6条 駐車場の利用料金は事業者が定めることとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、無料措置を行うことができる。

(1) 千葉市の休日を定める条例(平成元年千葉県条例第1号)第1条第1項に規定する休日を除き、午前8時から午後6時までに入庫した車両のうち、庁舎に用務がある者。

(2) 災害等の緊急用務のため駐車する者。

(3) その他庁舎管理者が認める者。

(駐車時間)

第7条 前条各号に該当する利用者の駐車時間は、必要最低限とし、庁舎での用務完了後は速やかに出庫することとする。

(無料措置)

第8条 第6条各号の規定による無料措置は、各課等において所属長の指定した者が行うものとする。また、第6条第1号の無料措置の対象は庁舎に用務がある者に限ることとし、次の各号に掲げる者は除く。

- (1) 庁舎に用務があることが確認できない者。
- (2) 銀行、売店、食堂、電気自動車急速充電器のみを利用する者。
- (3) イベント参加、展示観覧および庁舎散策のみを目的とする者。
- (4) その他庁舎管理者が適切でないと認める者。

(利用方法)

第9条 駐車場の利用者は、所定の駐車券の交付を受け、退場の際に当該交付を受けた駐車券を返還のうえ、第6条で定められた利用料金を支払わなければならない。ただし、第6条各号で定めた無料措置を行った者、および千葉市の休日を定める条例（平成元年千葉市条例第1号）第1条第1項に規定する休日を除き午前8時から午後6時までに入庫した車両のうち30分以内に出庫した者は利用料金の支払いを免除する。

(不適正駐車)

第10条 駐車場の利用に際し、次の各号に掲げる行為をした者は不適正駐車者とする。

- (1) 第4条第1号に該当する駐車利用を行った者。
- (2) 第6条の規定による利用料金の支払いを行わなかった者。
- (3) 第8条の規定によらない無料措置を行った者。
- (4) その他庁舎管理者が適切でないと認める者。

(不適正駐車に対する措置)

第11条 第10条に定める駐車をしている者に対しては、次の各号に掲げる措置をとることができる。ただし、本条項は、次の各号に定められた措置以外に事業者が必要とする措置を妨げるものではない。

- (1) 警備員又は駐車場整理員による口頭注意又は駐車自動車への注意文書の貼付。
- (2) 庁内放送等により駐車自動車の移動を命令すること。
- (3) 事業者への報告。
- (4) その他庁舎管理者が必要と認める措置。

(利用制限)

第12条 庁舎管理者が庁舎の管理上必要と認めるときは、駐車場の一部または全部の利用を制限することができる。

(事故等の取扱い)

第13条 駐車場において発生した事故等については、市および事業者は責任を負わないものとする。

附 則

この要綱は、令和7年8月4日から施行する。